

令和4年2月25日

P T A会員の皆さま

高松市立桜町中学校

P T A会長 荒井 千栄子

桜町中学校P T A臨時総会（書面・ネット審議）の開催について

春寒の候、皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃より会員の皆さまには、P T A活動に深いご理解とご協力いただき誠にありがとうございます。

保護者の皆様には、これまで慣例的に『桜町中学校の保護者の方は桜町中学校P T A会員』ととらえ、入会確認等の手続きはとらず、各種活動や学校の教育活動にご協力をいただいてきました。しかし、P T A及び教育後援会は任意団体であるため、同意確認のもと、活動にご協力いただく方が良いと判断し、来年度より入会同意確認をとらせていただくことになりました。

また、これまでの理事定数を各学級2名であったものを各学年若干名にすること、個人情報取扱規則なども同時に改正することにいたしました。

そのため、今年度の第2回理事会にて各議案を決議し、P T A会則 第5条1(5)の規定に基づき、**臨時総会を開催**することにいたします。

現在、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、まん延防止等重点措置が出されているため、下記の議案について、書面(希望者)または下記のQ Rコードを読み込み、ネットにより表決いただきます。

つきましては、**3月4日(金)まで**に必ずご返答をお願いします。皆さまのご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

各議案の改正内容は別紙、または、**桜町中学校ホームページ上の新着情報**や**P T Aページの「会員へのお知らせ」**にてご確認ください。

※集計の簡単なネット審議にできるだけご協力くださいますようお願い申し上げます。

----- きりとり線 -----
〈書面審議希望者提出用〉

3月4日(金)までに学級担任までご提出ください

但し、**ネットで表決された方は、この用紙の提出は不要**です

P T A会員氏名() 生徒氏名(年 組)
生徒氏名(年 組)

1家族1枚で回答をお願いいたします。

令和3年度 桜町中学校P T A臨時総会 書面審議

第1号議案	入退会届取得に関する会則改正について	(賛成 ・ 反対)
第2号議案	理事の定数・選出の変更による会則改正について	(賛成 ・ 反対)
第3号議案	個人情報取扱規則の会則改正について	(賛成 ・ 反対)
第4号議案	その他の会則改正について	(賛成 ・ 反対)

各議案の会則等の改正概要

第1号議案 入退会届取得に関する会則改正について

会員の入退会に関する意思表示を明確化するための手続きなどを明記

- ・PTA 会則 第4条 趣旨に賛同するものを会員とすることや入退会手続きを明記
- ・教育後援会会則 第3条 趣旨に賛同するものを会員とすることや入退会手続きを明記

第2号議案 理事の定数・選出の変更による会則改正について

会員の負担軽減のため、理事の定数・選出の方法を各学級2名を選出することから各学年若干名の希望制に変更

- ・PTA 会則 第6条、第8条 理事の定員変更と選出方法を変更

第3号議案 個人情報取扱規則の会則改正について

個人情報保護に関する法令などの動向を踏まえ、PTA 個人情報取扱規則の内容を充実

- ・PTA 個人情報取扱規則 利用目的による制限、保管及び持ち出し、第三者提供の制限、第三者提供にかかる記録の作成、第三者提供を受ける際の確認、情報の開示、漏洩時等の対応、意見の処理、研修などに関することを追記

教育後援会個人情報取扱規則を新たに制定

- ・教育後援会会則 第15条 教育後援会個人情報取扱規則のことを追記
- ・教育後援会個人情報取扱規則 新たに制定

第4号議案 その他の会則改正について

その他、以下の改正を実施

- ・PTA 会則 第9条 役員任期切れ時に後任がない場合に職を継続できることを追記
- ・PTA 細則 第1条 誤記の訂正
- ・教育後援会会則 第7条 役員任期切れ時に後任がない場合に職を継続できることを追記
- 第14条 会費徴収を学校へ委託することを追記
- ・教育後援会細則 第3条 誤記の訂正

高松市立桜町中学校PTA会則（案）

第1章 総 則

- 第1条 この会は、高松市立桜町中学校PTAと称し、事務局を高松市立桜町中学校におく。
- 第2条 この会は、家庭・学校・地域が一体となって、生徒の幸福のために教育の振興を図るとともに、会員相互の研修と親睦に努めることを目的とする。
- 第3条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- 1 心身ともに健全な生徒育成への協力と、福祉厚生の拡充
 - 2 教育のための環境整備
 - 3 会員相互の教養の向上並びに親睦
 - 4 その他この会の目的達成に必要な事業

第2章 組織と運営

- 第4条 この会の会員は、次のとおりとする。
- 1 次のうち、この会の趣旨に賛同するものを正会員とする。
 - (1) 高松市立桜町中学校に在籍する生徒の保護者
 - (2) 高松市立桜町中学校に勤務する教職員
 - 2 この会の趣旨に賛同するものを賛助会員とする。
 - 3 この会の入会および退会は、次のとおりとする。
 - (1) この会への入会を希望するものは、入会届（またはそれに準ずるもの）を提出する。
 - (2) この会からの退会を希望するものは、退会届（またはそれに準ずるもの）を提出する。ただし、生徒の卒業・転校および教職員の異動・退職により退会する場合は、自動退会とし退会届を提出する必要はない。

- 第5条 この会はその目的を達成するために次の機関をおく。
- 1 総会 2 理事会 3 常任理事会 4 専門部 5 学年部 6 本部

1 総会

定期総会は毎年度始めに開き、臨時総会は会長が必要と認めた場合または会員の3分の1以上の要求があった場合に開くことができる。ただし、開催が難しい状況の場合は、書面審議をもって定期総会や臨時総会にかえることができる。

この会の定足数は会員の3分の1以上とし、議事は出席者の過半数で決する。ただし、委任状を認める。

総会は次のことを行う。

- (1) 会長・副会長・監事の決定
- (2) 会務報告の承認
- (3) 決算の承認・予算の審議
- (4) 会則の改廃
- (5) その他重要事項の決定

2 理事会

理事会は総会に次ぐ議決機関で、主に次のことを行う。

- (1) 総会に提出する議案の審議
- (2) 総会からの委任事項の審議
- (3) その他必要事項の審議

3 常任理事会

常任理事会は会務の執行機関で、次のことを行う。

- (1) 会務の企画を執行
- (2) 理事会に提出する議案の審議
- (3) その他必要事項の審議

4 専門部

専門部に次の部をおく。

(1)広報部 (2)生活指導部 (3)研修・保体部

専門部は、この会の目的達成に協力するため、専門部会を開き運営する。

専門部員は理事が兼務する。

5 学年部

学年部は、それぞれの学年・学級の生徒の福祉を図るとともに、会員相互の研修と親睦を深める。

6 本部

学年部及び専門部の補助、地域との連携及びPTA関係団体との渉外を行う。

第3章 役員

第6条 この会に次の役員をおく。

- | | |
|--------|---------------|
| 1 会長 | 1名 |
| 2 副会長 | 若干名(うち1名は校長) |
| 3 庶務 | 若干名(うち1名は教職員) |
| 4 会計 | 2名(うち1名は教職員) |
| 5 監事 | 2名 |
| 6 常任理事 | 若干名 |
| 7 理事 | 各学年若干名 |
| 8 顧問 | 若干名 |

第7条 役員の任務は次のとおりとする。

- 1 会長は、この会を代表し会務を総理し、全ての会議を招集する。
- 2 副会長は、会長を助け、会長に事故ある時はその代理をする。
- 3 庶務は、事務局としてこの会の庶務にあたる。
- 4 会計は、事務局としてこの会の会計業務にあたる。
- 5 監事は、会計の監査を行う。
- 6 常任理事は、常任理事会を構成し、総会並びに理事会の議決事項を執行する。
また、会長の要求に応じて緊急事項を処理する。
- 7 理事は、常任理事と共に理事会を構成し、第3条の事業を遂行するために計画・審議し、それを議決する。
- 8 顧問は、会長の諮問に応じて意見を述べる。

第8条 役員の選出は次の方法による。

- 1 会長・副会長・監事は、理事会において正会員の中から候補者を選出し、総会において決定する。
- 2 庶務・会計は、会長が委嘱する。
- 3 常任理事は、会長・副会長・庶務・会計・監事・各専門部長・各学年部長とする。
- 4 理事は、各学年会員の中から選出し、会長が委嘱する。
- 5 顧問は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。

第9条 役員の任期は1年間とする。ただし、再任は妨げない。補充せられた役員の任期は前任者の残任期間とする。任期がすぎても後任者が選出されるまでは、その職にあるものとする。

第4章 会計

第10条 この会の経費は、会費・寄付金およびその他の収入を以てこれにあてる。

第11条 会費は総会で定める。特別の事情がある会員には会費の減免をすることができる。

第12条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第13条 PTA会費の徴収関係事務については学校に委託し、会員が指定する口座より引き落とす。

第5章 細則

第14条 この会の運営に必要な細則は常任理事会の議決を経て定める。

第6章 個人情報取扱い

- 第15条 この会がPTA活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用および管理については、「高松市立桜町中学校PTA個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

第7章 附 則

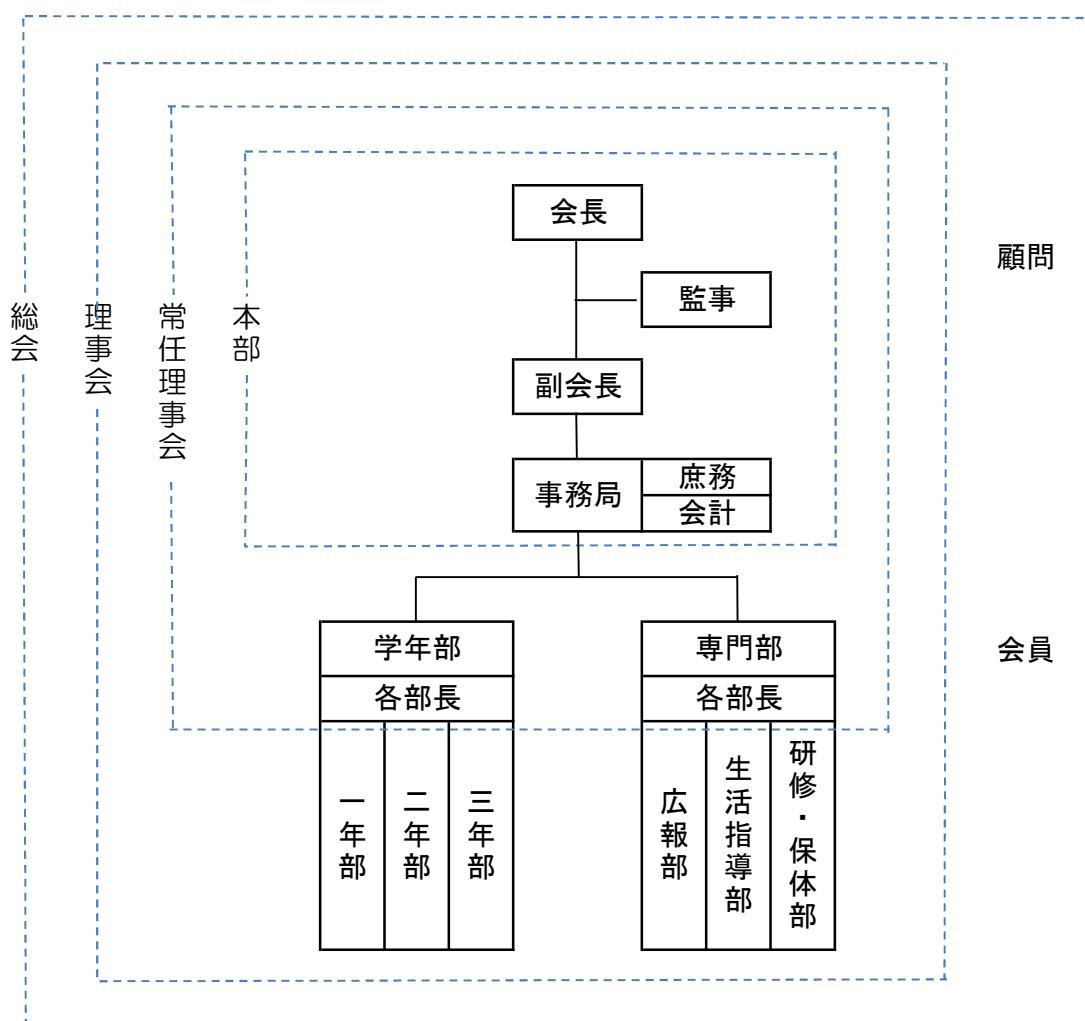
- 第16条 この会則は、平成10年4月 1日より改正実施する。
この会則は、平成14年5月 2日より改正実施する。
この会則は、平成26年4月25日より改正実施する。
この会則は、平成29年4月28日より改正実施する。
この会則は、令和 3年4月30日より改正実施する。
この会則は、令和 4年3月31日より改正実施する。

高松市立桜町中学校PTA細則（案）

- 第1条 総 則
- (1) 会則14条により、細則を次のとおり定める。
- (2) 会員はどの会にも出席し、傍聴する事ができる。
- (3) 学校の人事等については干渉しない。
- 第2条 役 員
- (1) 役員は後任者が決定するまで、その任務を遂行する。
- (2) 部長が事故あるときは、副部長がその任務を代行する。
- 第3条 表 彰
- (1) この規定は、本校PTAのため、特に貢献したものを表彰し、PTAの振興に寄与することを目的とする。
- (2) 会長は、必要のあるときは、常任理事会の審議を経て表彰状または感謝状（必要なときは、これに副賞を添える）を贈呈することができる。
- 第4条 慶 弔
- (1) 教職員・生徒・会員の見舞い
- | | | | | |
|---|----------------------------|-----|---------|-----------------------------------|
| ア | 通院 | ・・・ | 5,000円 | （但し、PTA行事の傷害に限る） |
| イ | 入院 | ・・・ | 10,000円 | （但し、PTA行事の傷害に限る） |
| ウ | 長期入院（連続10日以上）を伴う | | | |
| | 疾病、傷害、交通事故、校内事故、公務傷害等 | ・・・ | 5,000円 | |
| エ | 火災 | ・・・ | 10,000円 | （但し、消防車が出動した場合） |
| オ | 風害 | ・・・ | 10,000円 | （但し、主要構造物（柱・壁・屋根等）の半分以上が被害を受けた場合） |
| カ | 水害 | ・・・ | 10,000円 | （但し、床上浸水した場合） |
| キ | 以上の定めその他必要と認める場合はその都度協議する。 | | | |
- (2) 悔み
- | | | | |
|---|-----------|------|-------------|
| ア | 会員の場合 | 生花1基 | 悔み（20,000円） |
| イ | 教職員本人の場合 | 生花1基 | 悔み（20,000円） |
| ウ | 生徒本人の場合 | 生花1基 | 悔み（20,000円） |
| エ | 教職員の配偶者 | 生花1基 | 悔み（20,000円） |
| オ | 教職員の父・母・子 | 生花1基 | 悔み（20,000円） |
| カ | 教職員の祖父母 | 生花1基 | （同居の場合のみ） |
- (3) 慶び
- 教職員の結婚・出産 10,000円（出産の場合、配偶者も含める）
- (4) 教職員の退職 10,000円程度の記念品を贈る。
- (5) この規定に必要なすべての費用は、PTA会費より支出するため、各クラスから個別に費用は徴収しない。
- (6) この規定に該当しない慶弔については必要と認めたとき、常任理事会において協議決定する。
- (7) この規定によるものについてのお返しは、いかなる場合も受け取らない。
- (8) 風水害等、大規模な被害の場合、教育後援会費（緊急対処用基金）より充当できる。
- 第5条 旅 費
- この規定は、PTA主催の会議、または、これに準ずるものに適用する。
- 桜町中学校ブロック内 ・・・ 旅費なし 桜町中学校ブロック外 ・・・ 旅費支給
- 研修会 ・・・ 参加旅費等は会費より支給
- 第6条
- この細則は、平成10年 4月 1日より改正実施する。
- この細則は、平成14年 5月 2日より改正実施する。
- この細則は、平成22年 4月28日より改正実施する。
- この細則は、平成27年 1月15日より改正実施する。
- この細則は、令和 3年 4月30日より改正実施する。
- この細則は、令和 4年 3月31日より改正実施する。

(別表)

PTA組織図



【理事会の構成】

会長、副会長、事務局、監事、学年部、専門部

【常任理事会の構成】

会長、副会長、事務局、監事、各学年部長、各専門部長

【本部の構成】

会長、副会長、事務局、監事

高松市立桜町中学校PTA個人情報取扱規則（案）

第1条 目的

会則第15条により、高松市立桜町中学校PTA（以下、「この会」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿およびその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という。）の取扱いについて定めるものとする。

第2条 責務

この会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

第3条 管理者

この会における個人情報データベースの管理者は、PTA会長および副会長とする。

第4条 取扱者

この会における個人情報データベースの取扱者は、PTA役員とする。

第5条 秘密保持義務

個人情報データベースの取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

第6条 収集方法

この会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

第7条 利用

取得した個人情報は、会員名簿・役員名簿の作成、文書の送付、会員への連絡に利用する。

第8条 利用目的による制限

この会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

第9条 管理

個人情報は、管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は、適正かつ速やかに破棄するものとする。

第10条 保管及び持ち出し等

個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

第 11 条 第三者提供の制限

個人情報には次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第 12 条 第三者提供に係る記録の作成等

個人情報を第三者（第 11 条第 1 号から第 4 号の場合を除く）に提供したときは次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 提供する対象者の氏名
- 3 提供する情報の項目
- 4 対象者の同意を得ている旨

第 13 条 第三者提供を受ける際の確認等

第三者（第 11 条第 1 号から第 4 号の場合を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 第三者が個人情報を取得した経緯
- 3 提供を受ける対象者の氏名
- 4 提供を受ける情報の項目
- 5 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

第 14 条 情報開示等

この会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

第 15 条 漏えい時等の対応

個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は直ちに管理者に報告する。

第 16 条 研修

この会は、役員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

第 17 条 意見の処理

この会は、個人情報の取扱いに関する意見の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第 18 条 改正

この会の「高松市立桜町中学校 P T A 個人情報取扱規則」は、理事会において改正する。

第 19 条 附則

この規則は、令和 3 年 4 月 3 0 日より実施する。
この規則は、令和 4 年 3 月 3 1 日より改正実施する。

高松市立桜町中学校教育後援会会則（案）

- 第1条 この会は、高松市立桜町中学校教育後援会と称し、事務局を桜町中学校内におきPTA事務局と兼務する。
- 第2条 この会は、桜町中学校の教育及び部活動を援助し、教育環境の整備と心身の健全な生徒の育成をはかることを目的とする。
- 第3条 この会の会員は、次のとおりとする。
(1)桜町中学校に在籍する生徒の保護者のうち、この会の趣旨に賛同するもの
(2)この会の趣旨に賛同するもの
(3)この会の入会および退会は、次のとおりとする。
ア この会への入会を希望するものは、入会届(またはそれに準ずるもの)を提出する。
イ この会からの退会を希望するものは、退会届(またはそれに準ずるもの)を提出する。ただし、生徒の卒業・転校により退会する場合は、自動退会とし退会届を提出する必要はない。
- 第4条 この会に次の役員をおくこととし、原則、PTA役員が兼務する。
会長 1名 副会長 若干名(うち1名は校長) 庶務 若干名
会計 2名(うち1名は教職員) 監事 2名 理事 若干名
顧問 若干名
- 第5条 (1)会長・副会長・監事は、総会において選出する。
(2)庶務・会計・理事・顧問は、会長が委嘱する。
- 第6条 役員の任務は次のとおりとする。
(1)会長は、この会を代表し会務を総理する。
(2)副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時はその代理をする。
(3)庶務・会計は、それぞれの会務をつかさどる。
(4)監事は、会計を監査する。
(5)理事は、会長・副会長・庶務・会計・監事と共に理事会を構成して会務を執行する。
(6)顧問は、会長の諮問に応じて意見を述べる。
- 第7条 役員の任期は1年間とする。ただし、再任は妨げない。補充せられた役員の任期は前任者の残任期間とする。任期がすぎても後任者が選出されるまでは、その職にあるものとする。
- 第8条 総会は毎年1回開催し、役員の改選、会計の報告、その他必要な事項を議決する。ただし、開催が難しい状況の場合は、書面審議をもって総会にかえることができる。
- 第9条 理事会は、会長が必要と認めたとき招集し、重要会務について審議する。
- 第10条 この会の経費は、会費と寄付金をもってこれにあてる。
- 第11条 この会の会費は、総会で決める。特別の事情がある会員には会費の減免をすることができる。
- 第12条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 第13条 この会の運営に必要な細則は理事会の議決を経て定める。
- 第14条 この会の会費の徴収関係事務については学校に委託し、会員が指定する口座より引き落とす。
- 第15条 この会の活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用および管理については、「高松市立桜町中学校教育後援会個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。
- 第16条 この会則は、昭和54年5月2日より実施する。
この会則は、平成 5年4月1日より改正実施する。
この会則は、平成14年5月2日より改正実施する。
この会則は、平成22年4月28日より改正実施する。
この会則は、令和 3年4月30日より改正実施する。
この会則は、令和 4年3月31日より改正実施する。

高松市立桜町中学校教育後援会 細則（案）

第1条 総 則

- (1) 会則13条により、細則を次のとおり定める。
- (2) 会員はどの会にも出席し、傍聴することができる。
- (3) 学校の人事等については干渉しない。

第2条 役 員

- (1) 役員は後任者が決定するまで、その任務を遂行する。

第3条 基 金

会員について、次の基金を使用することができる。

(1) 緊急対処用基金

ア 目的

修学旅行等において、万一事故が発生した場合、会員が現地へ出向くための緊急対処費用に充当することを目的に積立を実施する。

イ 積立限度

300万円を上限に積立てを実施する。

ただし、250万円は確保するよう努める。(5万円/人 50名分を想定)

ウ 基金の返金

緊急対処用基金を使用した会員からの返金は求めない。

エ 特例

大規模災害等が発生した場合についても充当できる。

(2) 全国大会基金

ア 目的

中学校体育連盟(以下中体連という)主催またはそれらに準ずる大会※で、桜町中学校の代表として全国大会に出場する部活動(団体・個人)において、費用補助することを目的に積立を実施する。

(県選抜等、桜町中学校以外の生徒との混成チームによる出場は対象外)

※ 準ずる大会の対象部・・・硬式テニス部・なぎなた部・吹奏楽部・合唱部・美術部・放送部

イ 積立限度

200万円を上限に積立てを実施する。

ただし、150万円は確保するよう努める。

ウ 基金の返金

全国大会基金を使用した会員からの返金は求めない。

エ 補助内容

交通費・宿泊費・大会参加費等について、実費を補助する。

大会輸送費補助が受けられる部活動(団体・個人)については、輸送費補助を超えた実費を補助する。

オ 補助限度

補助費用の上限は、20,000円/登録選手1人を原則とする。

補助回数の上限は、予選なしで全国大会に出場する部活動(団体・個人)については、年1回とする。

ただし、必要(参加規模や内容)により、補助内容は都度協議する。

第4条

大会参加旅費

中体連主催またはそれらに準ずる大会で、桜町中学校の代表として高松地区・県・四国大会に出場する部活動(団体・個人)において、大会参加費および移動旅費の一部を費用補助する。

ア 中体連主催の大会

高松地区中学校総合体育大会	地区(市)総体
香川県中学校総合体育大会	県総体
四国中学校総合体育大会	四国総体
高松地区中学校新人体育大会	地区(市)新人
香川県中学校新人体育大会	県新人

イ 準ずる大会

四国中学校新人体育大会	四国新人
四国中学校総合体育大会(硬式テニス部)	四国総体

文化部における日頃の練習の成果を発表するための大会(1回/年・大会)

ウ 費用補助対象

生徒の大会参加費

共通経費(大会開催にかかる冷暖房用空調費等)

旅費 旅費については、公共交通機関を使用することを原則とするが、開催場所や移動人数・用具類運搬等の関係から、貸切バス・タクシー等を利用することも出来る。
また、旅費負担の目安は、公共交通機関利用金額相当とする。

なお、宿泊費および食事代については、補助対象外とする。

第5条

この細則は、平成22年4月28日より実施する。

この細則は、平成23年4月22日より改正実施する。

この細則は、令和 4年3月31日より改正実施する。

高松市立桜町中学校教育後援会個人情報取扱規則（案）

第1条 目的

会則第15条により、高松市立桜町中学校教育後援会（以下、「この会」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、役員名簿およびその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という。）の取扱いについて定めるものとする。

第2条 責務

この会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、教育後援会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

第3条 管理者

この会における個人情報データベースの管理者は、会長および副会長とする。

第4条 取扱者

この会における個人情報データベースの取扱者は、役員とする。

第5条 秘密保持義務

個人情報データベースの取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

第6条 収集方法

この会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

第7条 利用

取得した個人情報は、会員名簿・役員名簿の作成、文書の送付、会員への連絡に利用する。

第8条 利用目的による制限

この会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

第9条 管理

個人情報は、管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は、適正かつ速やかに破棄するものとする。

第10条 保管及び持ち出し等

個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

第 11 条 第三者提供の制限

個人情報には次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第 12 条 第三者提供に係る記録の作成等

個人情報を第三者（第 11 条第 1 号から第 4 号の場合を除く）に提供したときは次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 提供する対象者の氏名
- 3 提供する情報の項目
- 4 対象者の同意を得ている旨

第 13 条 第三者提供を受ける際の確認等

第三者（第 11 条第 1 号から第 4 号の場合を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 第三者が個人情報を取得した経緯
- 3 提供を受ける対象者の氏名
- 4 提供を受ける情報の項目
- 5 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

第 14 条 情報開示等

この会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

第 15 条 漏えい時等の対応

個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は直ちに管理者に報告する。

第 16 条 研修

この会は、役員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

第 17 条 意見の処理

この会は、個人情報の取扱いに関する意見の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第 18 条 改正

この会の「高松市立桜町中学校教育後援会個人情報取扱規則」は、理事会において改正する。

第 19 条 附則

この規則は、令和 4 年 3 月 31 日より実施する。

PTA会則 新旧対照表

新		旧	改正理由	
第4条	<u>この会の会員は、次のとおりとする。</u> <u>1 次のうち、この会の趣旨に賛同するものを正会員とする。</u> <u>(1)高松市立桜町中学校に在籍する生徒の保護者</u> <u>(2)高松市立桜町中学校に勤務する教職員</u> 2 この会の趣旨に賛同するものを賛助会員とする。 <u>3 この会の入会および退会は、次のとおりとする。</u> <u>(1)この会への入会を希望するものは、入会届(またはそれに準ずるもの)を提出する。</u> <u>(2)この会からの退会を希望するものは、退会届(またはそれに準ずるもの)を提出する。ただし、生徒の卒業・転校および教職員の異動・退職により退会する場合は、自動退会とし退会届を提出する必要はない。</u>	第4条	<u>この会は、次の会員を以て組織する。</u> <u>1 高松市立桜町中学校に在籍する生徒の保護者およびその校に勤務する教職員を正会員とする。</u> 2 この会の趣旨に賛同するものを賛助会員とする。 <u>(追加)</u>	賛同するものを会員とすることを明記
第6条	この会に次の役員をおく。 1 会長 1名 2 副会長 若干名(うち1名は校長) 3 庶務 若干名(うち1名は教職員) 4 会計 2名(うち1名は教職員) 5 監事 2名 6 常任理事 若干名 7 理事 <u>各学年若干名</u> 8 顧問 若干名	第6条	この会に次の役員をおく。 1 会長 1名 2 副会長 若干名(うち1名は校長) 3 庶務 若干名(うち1名は教職員) 4 会計 2名(うち1名は教職員) 5 監事 2名 6 常任理事 若干名 7 理事 <u>各学級2名</u> 8 顧問 若干名	定員の変更
第8条	役員の選出は次の方法による。 1 会長・副会長・監事は、理事会において正会員の中から候補者を選出し、総会において決定する。 2 庶務・会計は、会長が委嘱する。 3 常任理事は、会長・副会長・庶務・会計・監事・各専門部長・各学年部長とする。 4 理事は、<u>各学年会員の中から選出し、会長が委嘱する。</u> 5 顧問は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。	第8条	役員の選出は次の方法による。 1 会長・副会長・監事は、理事会において正会員の中から候補者を選出し、総会において決定する。 2 庶務・会計は、会長が委嘱する。 3 常任理事は、会長・副会長・庶務・会計・監事・各専門部長・各学年部長とする。 4 理事は、<u>各学級会員の中から2名</u>選出する。 5 顧問は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。	理事の選出方法の変更
第9条	役員の任期は1年間とする。ただし、再任は妨げない。補充せられた役員の任期は前任者の残任期間とする。<u>任期がすぎても後任者が選出されるまでは、その職にあるものとする。</u>	第9条	役員の任期は1年間とする。ただし、再任は妨げない。補充せられた役員の任期は前任者の残任期間とする。<u>(追加)</u>	役員の任期切れで後任者がいない場合の取り扱いを追記
第16条	この会則は、平成10年4月 1日より改正実施する。 この会則は、平成14年5月 2日より改正実施する。 この会則は、平成26年4月25日より改正実施する。 この会則は、平成29年4月28日より改正実施する。 この会則は、令和 3年4月30日より改正実施する。 <u>この会則は、令和 4年3月31日より改正実施する。</u>	第16条	この会則は、平成10年4月 1日より改正実施する。 この会則は、平成14年5月 2日より改正実施する。 この会則は、平成26年4月25日より改正実施する。 この会則は、平成29年4月28日より改正実施する。 この会則は、令和 3年4月30日より改正実施する。 <u>(追加)</u>	改正実施日を追加

PTA細則 新旧対照表

新		旧	改正理由
第1条	総 則 (1)会則 <u>14</u> 条により、細則を次のとおり定める。 (2)会員はどの会にも出席し、傍聴する事ができる。 (3)学校の人事等については干渉しない。	第1条 総 則 (1)会則 <u>13</u> 条により、細則を次のとおり定める。 (2)会員はどの会にも出席し、傍聴する事ができる。 (3)学校の人事等については干渉しない。	誤記の訂正
第6条	この細則は、平成10年 4月 1日より改正実施する。 この細則は、平成14年 5月 2日より改正実施する。 この細則は、平成22年 4月28日より改正実施する。 この細則は、平成27年 1月15日より改正実施する。 この細則は、令和 3年 4月30日より改正実施する。 <u>この細則は、令和 4年 3月31日より改正実施する。</u>	第6条 この細則は、平成10年 4月 1日より改正実施する。 この細則は、平成14年 5月 2日より改正実施する。 この細則は、平成22年 4月28日より改正実施する。 この細則は、平成27年 1月15日より改正実施する。 この細則は、令和 3年 4月30日より改正実施する。 <u>(追加)</u>	改正実施日を追加

PTA 個人情報取扱規則 新旧対照表

新	旧	改正理由
第 8 条 利用目的による制限 <u>この会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。</u>	<u>(追加)</u>	内容の充実
第 9 条 管理 個人情報は、管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は、適正かつ速やかに破棄するものとする。	第 8 条 管理 個人情報は、管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は、適正かつ速やかに破棄するものとする。	条ずれによる変更
第 10 条 保管及び持ち出し等 <u>個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。</u>	<u>(追加)</u>	内容の充実
第 11 条 第三者提供の制限 <u>個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。</u> <u>(1) 法令に基づく場合</u> <u>(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合</u> <u>(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合</u> <u>(4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合</u>	<u>(追加)</u>	内容の充実
第 12 条 第三者提供に係る記録の作成等 <u>個人情報を第三者（第 11 条第 1 号から第 4 号の場合を除く）に提供したときは次の項目について記録を作成し保存する。</u> <u>1 第三者の氏名</u> <u>2 提供する対象者の氏名</u> <u>3 提供する情報の項目</u> <u>4 対象者の同意を得ている旨</u>	<u>(追加)</u>	内容の充実
第 13 条 第三者提供を受ける際の確認等 <u>第三者（第 11 条第 1 号から第 4 号の場合を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。</u> <u>1 第三者の氏名</u> <u>2 第三者が個人情報を取得した経緯</u> <u>3 提供を受ける対象者の氏名</u> <u>4 提供を受ける情報の項目</u> <u>5 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）</u>	<u>(追加)</u>	内容の充実

第 14 条 情報開示等 <u>この会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。</u>	<u>(追加)</u>	内容の充実
第 15 条 漏えい時等の対応 <u>個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は直ちに管理者に報告する。</u>	<u>(追加)</u>	内容の充実
第 16 条 研修 <u>この会は、役員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。</u>	<u>(追加)</u>	内容の充実
第 17 条 意見の処理 <u>この会は、個人情報の取扱いに関する意見の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。</u>	<u>(追加)</u>	内容の充実
第 18 条 改正 この会の「高松市立桜町中学校 P T A 個人情報取扱規則」は、理事会において改正する。	第 9 条 改正 この会の「高松市立桜町中学校 P T A 個人情報取扱規則」は、理事会において改正する。	条ずれによる変更
第 19 条 附則 <u>この規則は、令和 3 年 4 月 3 0 日より実施する。</u> <u>この規則は、令和 4 年 3 月 3 1 日より改正実施する。</u>	<u>(追加)</u>	附則の追加

教育後援会 会則 新旧対照表

新	旧	改正理由
第3条 <u>この会の会員は、次のとおりとする。</u> <u>(1)桜町中学校に在籍する生徒の保護者のうち、この会の趣旨に賛同するもの</u> <u>(2)この会の趣旨に賛同するもの</u> <u>(3)この会の入会および退会は、次のとおりとする。</u> <u>ア この会への入会を希望するものは、入会届(またはそれに準ずるもの)を提出する。</u> <u>イ この会からの退会を希望するものは、退会届(またはそれに準ずるもの)を提出する。ただし、生徒の卒業・転校により退会する場合は、自動退会とし退会届を提出する必要はない。</u>	第3条 <u>この会は、桜町中学校生徒の保護者ならびにこの会の趣旨に賛同する者をもって組織する。</u>	賛同するものを会員とすることを明記 入退会の手続きを追加
第7条 役員の任期は1年間とする。ただし、再任は妨げない。 補充せられた役員の任期は前任者の残任期間とする。 <u>任期がすぎても後任者が選出されるまでは、その職にあるものとする。</u>	第7条 役員の任期は1年間とする。ただし、再任は妨げない。 補充せられた役員の任期は前任者の残任期間とする。 <u>(追加)</u>	役員の任期切れで後任者がいない場合の取り扱いを追記
第14条 <u>この会の会費の徴収関係事務については学校に委託し、会員が指定する口座より引き落とす。</u>	<u>(追加)</u>	会費徴収方法を明記
第15条 <u>この会の活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用および管理については、「高松市立桜町中学校教育後援会個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。</u>	<u>(追加)</u>	新たに個人情報取扱規則を設けたため追加
第16条 この会則は、昭和54年5月2日より実施する。 この会則は、平成 5年4月1日より改正実施する。 この会則は、平成14年5月2日より改正実施する。 この会則は、平成22年4月28日より改正実施する。 この会則は、令和 3年4月30日より改正実施する。 <u>この会則は、令和 4年3月31日より改正実施する。</u>	第14条 この会則は、昭和54年5月2日より実施する。 この会則は、平成 5年4月1日より改正実施する。 この会則は、平成14年5月2日より改正実施する。 この会則は、平成22年4月28日より改正実施する。 この会則は、令和 3年4月30日より改正実施する。 <u>(追加)</u>	条ずれによる変更 改正実施日を追加

教育後援会 細則 新旧対照表

新		旧		改正理由
第3条	基金 <u>(削除)</u>会員について、次の基金を使用することができる。 (1)緊急対処用基金 ア 目的 修学旅行等において、万一事故が発生した場合、<u>(削除)</u>会員が現地へ出向くための緊急対処費用に充当することを目的に積立を実施する。 イ 積立限度 300万円を上限に積立てを実施する。 ただし、250万円は確保するよう努める。(5万円/人 50名分を想定) ウ 基金の返金 緊急対処用基金を使用した<u>(削除)</u>会員からの返金は求めない。 エ 特例 <u>(削除)</u>大規模災害等が発生した場合についても充当できる。 (2)全国大会基金 ア 目的 中学校体育連盟(以下中体連という)主催またはそれらに準ずる大会[※]で、桜町中学校の代表として全国大会に出場する部活動(団体・個人)において、費用補助することを目的に積立を実施する。 (県選抜等、桜町中学校以外の生徒との混成チームによる出場は対象外) ※ 準ずる大会の対象部・・・硬式テニス部・なぎなた部・吹奏楽部・合唱部・美術部・放送部 イ 積立限度 200万円を上限に積立てを実施する。 ただし、150万円は確保するよう努める。 ウ 基金の返金 全国大会基金を使用した<u>(削除)</u>会員からの返金は求めない。 エ 補助内容 交通費・宿泊費・大会参加費等について、実費を補助する。 大会輸送費補助が受けられる部活動(団体・個人)については、輸送費補助を超えた実費を補助する。 オ 補助限度 補助費用の上限は、20,000円/登録選手1人を原則とする。 補助回数の上限は、予選なしで全国大会に出場する部活動(団体・個人)については、年1回とする。 ただし、必要(参加規模や内容)により、補助内容は都度協議する。	第3条	基金 <u>PTA</u>会員について、次の基金を使用することができる。 (1)緊急対処用基金 ア 目的 修学旅行等において、万一事故が発生した場合、<u>PTA</u>会員が現地へ出向くための緊急対処費用に充当することを目的に積立を実施する。 イ 積立限度 300万円を上限に積立てを実施する。 ただし、250万円は確保するよう努める。(5万円/人 50名分を想定) ウ 基金の返金 緊急対処用基金を使用した<u>PTA</u>会員からの返金は求めない。 エ 特例 <u>PTA会費で対応が困難な</u>大規模災害等が発生した場合についても充当できる。 (2)全国大会基金 ア 目的 中学校体育連盟(以下中体連という)主催またはそれらに準ずる大会[※]で、桜町中学校の代表として全国大会に出場する部活動(団体・個人)において、費用補助することを目的に積立を実施する。 (県選抜等、桜町中学校以外の生徒との混成チームによる出場は対象外) ※ 準ずる大会の対象部・・・硬式テニス部・なぎなた部・吹奏楽部・合唱部・美術部・放送部 イ 積立限度 200万円を上限に積立てを実施する。 ただし、150万円は確保するよう努める。 ウ 基金の返金 全国大会基金を使用した<u>PTA</u>会員からの返金は求めない。 エ 補助内容 交通費・宿泊費・大会参加費等について、実費を補助する。 大会輸送費補助が受けられる部活動(団体・個人)については、輸送費補助を超えた実費を補助する。 オ 補助限度 補助費用の上限は、20,000円/登録選手1人を原則とする。 補助回数の上限は、予選なしで全国大会に出場する部活動(団体・個人)については、年1回とする。 ただし、必要(参加規模や内容)により、補助内容は都度協議する。	記載内容を訂正 <

教育後援会 個人情報取扱規則 新旧対照表

新		旧	改正理由
<u>高松市立桜町中学校教育後援会個人情報取扱規則</u>		<u>(新設)</u>	個人情報取扱規則を新設